

## 本多領神戸藩<sup>(1)</sup>の成立とその歴史的背景

若林喜三郎

### はじめに

筆者は、目下旧神戸藩主本多家の子孫本多康彦家文書を整理中であるが、その進行にともない、おいおい神戸藩の歴史を探ってみたいと考  
え、昨年は同文書中、明治三年の「藩制取調書」をとりあげ、版籍奉還直後の藩情を概観した。<sup>(2)</sup>

これは、いちおう近世の神戸藩政の到達点を摸索することとなったのであるが、今回は藩政の成立期に立戻り、そこから出発しようと考え  
た。それは同家に襲蔵される「家譜」<sup>(3)</sup>を一見することができたからで、重点をその成立の歴史的背景の追究に指向したいと思う。

ところで、神戸藩の成立や本多忠統の事績については、古くは、松野宗太郎氏の『藩祖長徳院猗蘭公御略伝』(明治三九年)や伊藤清太郎氏  
の『神戸平原地方郷土史』(前後二編、昭和一三年)、仲見秀雄氏の『新編・鈴鹿市の歴史』(昭和五〇年)などの該当部分のほか、同氏の『本多忠統  
公略伝』(同)、衣斐賢讓氏の『神戸録とその周辺』(同)、衣斐弘行氏の「猗蘭の詩」(『涼火』12)などがあり、もってその大要を把握すること  
ができる。しかしその歴史的背景の問題にするとなれば、享保改革を無視することはできないであろう。つまり、藩主本多忠統のこの改革への参  
与によって、神戸藩の実質的成立の機を迎えることになるからである。

ところで、最近の享保改革の研究といふことになれば、辻達也氏や大石慎三郎氏をはじめとする先駆的な業績があり、近くは大石学・大友一  
雄両氏の新研究もあらわれた。本稿では、それら先人の研究成果に依拠しながら、従来の神戸藩、乃至本多忠統研究を一步進めてみたいと考  
えるのである。

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

一、本多忠恒の分家

多くの書では本多領神戸藩の始祖を本多忠統とし、その父忠恒の事績にはほとんど触れられていないが、忠恒は「大名」としては初代であるし、歴史的背景をさぐるにも必要であると思われるので、本稿では忠恒の分家について若干の考察を加えておきたいと思う。

忠恒は、近江国膳所藩主本多康将の次男で、本多家の「家譜」によると、延宝七年六月十九日、家禄七万石のうち、一万石を授けられて分家した。本多家に伝わる一番古い領知状は貞享元年九月、綱吉将軍が忠恒に与えたもので、その内容は第1表の通りである。

但し、忠恒は分家したとはいいながら、ずっと膳所に居住しており、「家譜」によると、参勤交代ももっぱら膳所―江戸間を往来している。しかるに、二代忠統の宝永八年十二月十三日に至って、河内国西代にしんじょうの新館へ移り住んだとあり、以後の参勤はすべて西代より往復しているから、やっと独立した藩としての面目を保つに至ったということができよう。

この忠恒の分家の由来を本多家の側からみると、膳所藩主康将の次男となっているが実は康将が若死にした兄康長の嫡子康慶を養子として家を嗣がせたため、実子の忠恒に一万石を与えて分家させたものである。<sup>(5)</sup>しかし、このような譜代分知大名の創出は、徳川家一門の分知大名の創出とともに、寛文・延宝期の特相ともいうべきであって、藤野保氏が、その傾向は新田開発による領国石高の打出し強化、より根本的には徳川幕府の権力の強化、また大名改易と譜代大名転封の減少策に伴う大名の定着による領国の固定化に基因すると説かれたのは注目される。<sup>(6)</sup>つまり、本多家の分家はこういう情勢の中で実現したのである。

寛文・延宝期から元禄期にかけて、幕臣の官僚化はいちじるしく進められたといわれる。これには、幕政の整備と役職の増加がともない、それを担当する人材の要望が強まる。右のような分地大名の創出がそれにこたえるものであったが、いま、それを本多家の「家譜」から抽出・表示した本多忠恒の略歴により

第1表 貞享元年、本多忠恒領地一覧

国名	郡名	村名	禄高(石)
近江	高島	請所, 五番領, 岡, 鍛冶屋, 産所, 三田, 仁和寺の内, 三重生, 十八川	3,190.837
	甲賀	西寺, 東寺, 柑子袋, 吉永, 正福寺	3,121.498
河内	錦部	日野, 鬼住, 流谷, 寺本, 西代, 長野, 新家, 甲田, 伏見堂, 原, 小深の内, 甘山の内, 板持の内, 清水, 天見	3,687.665

第2表 本多忠恒略歴

年・月・日	西 曆	年 齢	特 記 事 項
明曆 3・5・9	1657	1	於膳所誕生、父本多康将
延宝 3・5・2	75	19	父に從て膳所発、5・13着府
8・21			将軍家綱に初て御目見
4・3・18	76	20	江戸発、3・27膳所着
6・9・10	78	22	父に從て膳所発、9・21着府
7・6・19	79	23	父より願の通り1方石分知蒙仰
7・28			御礼申上
12・27			叙從五位下、任伊予守
8・5・8	80	24	将軍家綱薨
7・18			綱吉将軍となる
天和 元・12・13	81	25	駿州田中城在番蒙仰
2・3・3	82	26	田中城、土屋相模守へ引渡、3・14着府
11・4			初めて御暇下され、11・23江戸発、
			12・3膳所着
貞享 元・5・24	83	27	膳所発、6・4着府
11・21	84	28	駿府加番蒙仰、在番
			将軍綱吉初めて御朱印(領知状)下賜、
			在番中につき本多康慶登城頂戴
			駿府発、28着府
			御暇、膳所着
			膳所発、6・9着府
			御暇、(以下不明)
			膳所発、6・10着府
			御暇、8・14江戸発、膳所着
元禄 3・7・12	90	34	
2・1	89	33	
5・6・10	88	32	
4・5・1	87	31	
3・8・12	86	30	
2・9・1	85	29	

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

年・月・日	西 曆	年 令	特 記 事 項
元禄 4・5・1	1691	35	膳所発、6・7着府
5・6・28	92	36	御暇、7・10江戸発、7・21膳所着
6・5・1	93	37	膳所発、6・5着府
7・閏5・21	94	38	本所屋舗拝領、8・14請取
8・2			八丁堀屋舗より本所新館へ移徙
9・6・10	95	39	御暇、6・28江戸発、7・9膳所着
10・4・1	96	40	膳所発、6・5着府
9・6・15	97	41	御暇
			京都所司代小笠原佐渡守参府に付、留
			守中火消役蒙仰、4・30出京
			松平紀伊守所司代蒙仰上京に付、膳所
			帰着
			膳所発、8・5着府
			御暇、7・4江戸発、7・18膳所着
			膳所発、6・3着府
			本所火消役蒙仰
			御暇、6・25江戸発、7・5膳所着
			膳所発、6・3着府
			本所火消役蒙仰
			御暇、6・21江戸発、7・3膳所着
			膳所発、6・3着府
			本所火消役蒙仰
			於江戸卒、深川道本山靈巖寺に葬る
17・11・10	104	48	
16・5・23	103	47	
15・6・10	102	46	
14・5・21	101	45	
13・6・15	100	44	
12・5・22	99	43	
11・6・15	98	42	
10・7・23			

注、―は月日不明を示す

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

考察してみよう(第2表)。表中には、將軍の代替りなど重要事項を加えたが、用語はできるだけ原文のものを使用し、その趣を保つようにした。これを要約してみると、忠恒は分家を許された延宝七年から二年後、天和元年に駿州田中城の在番を命ぜられ、その任を果たした翌年十一月に至って始めて賜暇、膳所に帰国している。以後貞享元年には駿府加番、元禄十年には京都火消役、同十二年には江戸本所火消役を命ぜられ、本所火消役はその後同十三年、十六年と連続就任、同十七年十一月、在任中江戸で卒去した。本多忠恒の場合には分家早々田中城の在番をつとめ、死に至るまで本所火消役をつとめる、典型的な番方の大名であったのである。<sup>(7)</sup>

二、本多忠統の襲封と出頭

次に忠統の事績に入らねばならない。忠統は五代綱吉・六代家宣・七代家継・八代吉宗・九代家重と五代にわたる將軍に仕えている。それは、元禄期と享保期と幕府政治も成立期から転換期へと大きな曲り角にさしかかり、目ざましい変遷を経ている時期であるから、忠統の事績も、それに対応して大きな展開を示すこととなるのである。

以下、例によって忠統の略歴を本多家の「家譜」より抽出して表示しておくが、便宜上前・後期に区別し、比較検討の便に供したい(第3表)。

第3表 本多忠統略歴・前期

年・月・日	西 曆	年 齡	特 記 事 項
元禄 4・6・18	1691	1	於膳所誕生
9・3・27	96	6	膳所発、伊勢参宮、4月着府
14・7・28	1701	11	將軍綱吉初御目見
元禄 17・6・25	04	14	五節句月並登城、帝鑑之間詰蒙仰
(宝永元) 12・23		15	家督蒙仰
2・1・28	05		家督御礼
3・29			本所御材木火消役蒙仰
4・3・23	07	17	御小姓蒙仰

年・月・日	西 曆	年 令	特 記 事 項
宝永 4・5・6	1707	17	常盤橋御門内松野宅岐守屋鋪拝領、本所屋鋪下屋鋪に下さる旨蒙仰
5・11			常盤橋御門内屋鋪請取移徒
12・18		18	叙従五位下、任伊予守
5・10・6	08		御筆之物(領知状)拝領
6・1・10	09	19	將軍綱吉薨、1・26落髮、2・21雁之間詰蒙仰、9・25束髮、12月綱吉御法事の節東叡山清水口勤番

年・月・日	西 曆	年令	特 記 事 項
宝永 6・5・1	1709	19	家宣將軍となる
7・2・11	10	20	常盤橋御門内屋鋪、番町明地と交換
7・閏8・13			東叡山大猷院様御仏殿火之番蒙仰、
			9・13御免、一橋御門番蒙仰
8・4・2	11	21	日光御祭礼奉行代蒙仰
6・6・11			知行所の内へ初めて御暇
6・27			江戸発、7・11河州西代飯屋へ着、12
			・13新館へ移徒
正徳 2・4・19	12	22	將軍家宣より御朱印(領知状)下され、
			在邑中につき名代牧野忠寿登城頂戴
6・6・14			西代発、5・27着府
5・5・13			竹橋御門番蒙仰
3・2・24	13	23	裏四番町高木又兵エ上り屋鋪預り
6・6・11			御暇、6・19江戸発、7・1西代着
11・23			京都火消役蒙仰(来年3月交代)
4・2・28	14	24	西代発、3・1京着任、9・1青木出
			羽守と交代、京都発、9・2西代着
11・29			西代発、12・12着府
5・4・11	15	25	竹橋御門番蒙仰
6・6・13			御暇、6・19江戸発、6・27表二番丁福
享保 元・4・30	16	26	井清助上り屋鋪預り請取、7・3西代着
5・5・21			將軍家継薨
7・7・19			西代発、6・3着府
8・8・13			一橋御門番蒙仰
			吉宗將軍となる

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

年・月・日	西 曆	年令	特 記 事 項
享保 2・4・12	1717	27	日光御祭礼奉行代蒙仰
5・5・4			一橋御門番御免、馬場先御門番蒙仰
6・6・11			御暇、7・1江戸発、7・13西代着
9・9・12			吉宗御朱印(領知状)下賜、在邑中に
			つき名代堀田通右登城、頂戴
3・5・18	18	28	西代発、6・1着府
4・6・11	19	29	一橋御門番蒙仰
8・8・20			御暇、6・29江戸発、7・11西代着
9・9・3			御用の奉書にて8・21西代発、8・29着府
6・2・15	1	31	大番頭蒙仰
			京都二条在番代蒙仰、4・1江戸発、
8・8・1			4・11京都着
7・4・13	2	32	禁裡へ八朔御太力、御馬進献の御使に
8・2・26	3	33	参内
5・5・22			京都在番交代発駕、4・23着府
9・9・11	4	34	病気に付大御番頭御免の書類差出、4
12・11			・20相州宮之下へ湯治、4・26帰府
			大番頭御免の再願、5・25願の通御免、
			帝鑑の間席蒙仰
			病氣快方に付、下屋鋪へ歩行窺を出し
			勝手次第蒙仰
			出勤、12・15病後御礼

前期は、忠統の誕生より八代將軍吉宗の就職までの二七年間の略歴であるが、その前半はまさに元禄時代で、十四才にして父忠恒の死により襲封するや、小姓として將軍綱吉に近侍することとなった。仲見秀雄氏の『本多忠統公略伝』によると「幼少の時から資質英邁、九才にして四書五経を学んだ」とある(一頁)。

彼は二十一才のとき、膳所を離れて河内の領内西代に新館を建てて遷り住み、ようやく新分立大名としての面目を保つこととなるのであるが、衣斐弘行氏の「猗蘭の詩」では「忠統が河内入りして八景を定め、徂徠のもとへ通知して来た」とある。それが、忠統の初入部のときのことであるかどうかは不明であるが、荻生徂徠の門に入ったのは、かなり早い時期であったと思われる。そして、このことが、彼が綱吉や吉宗の恩寵をうけるための最大の条件であったとみるべきであろう。

仲見氏前掲書によると、忠統は綱吉の諮問にこたえて、「この盛世を後代に伝えるため、願わくば職を退いてひたすら学問の道に励み、修史の業を成就したい」と出願し、將軍から今後幕府の書庫に入り、自由に諸書を閲覧することを許されたとある。事の真偽はともかく、綱吉の死後しばらく落飾したことから考えても、その寵の篤かったことがわかるであろう。

しかし、それも小姓どまりで、政局に影響をもたらすほどの重職にはつけられなかった。いうまでもなく、それは綱吉の死が早かったのと、忠統の弱年のせいであろう。

そして、それに次ぐ後半期ともなれば、家宣・家継の治世、つまり新井白石の登場となる。白石は朱子学的合理主義をもって、諸改革を実施しようとしたものであるが、忠統が、前述のような英才でありながら、出頭を抑えられることになったのは、徂徠学を奉じていたからであると思われる。彼が、一譜代小藩主として日光祭礼奉行代、竹橋・一橋等の門番、本所火消役や京都火消役、諸士の上り屋鋪の管理などの諸番役に終始したことは、第3表にも明らかなることである。

さて、それに次いで八代將軍吉宗の登場となるや、果然、享保四年八月には帰邑(在国)中召喚されて、九月三日大番頭(6)を命ぜられ、同六年には京都二条番代を拜命した。同八年五月病をもって大番頭御免を再願し御役御免となるが、これは、次の躍進のための、しばしのひそみであったともいえるのである。

三、勝手掛若年寄・本多忠統

享保元年八月、紀州から入って八代將軍となった徳川吉宗には、擁立者として有力な五人の老中があり、彼らが死亡、あるいは老衰によって退転し、吉宗自身が登用した水野忠之を勝手掛老中という要職につけた同七年五月頃から、真の改革政治の時代に入ったといわれる。そして、その政策推行の中枢に、將軍―勝手掛老中―勘定所の線をすえ、新官僚が造成されていったのである。<sup>90)</sup>

本多忠統は、前述の如く享保四年九月、大番頭に抜擢されながら病を得、同八年五月には御役御免の上、療養に専心する身となったが、同九年十二月、病癒えるやたちまち奏者番・寺社奉行兼役に補せられ、その翌十年六月には若年寄に任用されるに至った。<sup>91)</sup>それは、吉宗の所謂享保改革の一翼を担うことであつた。

そこで、例によって、まず忠統の略歴の後期を掲げておこう(第4表)。

第4表 本多忠統略歴・後期

年・月・日	西 曆	年 齡	特 記 事 項
享保 9・12・23	1724	34	奏者番・寺社奉行兼役蒙仰
10・6・11	25	35	若年寄蒙仰、6・13西丸下大久保長門守屋鋪拝領
6・17			竹姫君様(綱吉養女)・蓮淨院様・寿光院様・法心院様御用懸蒙仰
11・15			御馬方御用蒙仰
12・1・11	27	37	本丸休息所普請御用懸蒙仰
7・27			来年4月日光御社参の節御留守御用蒙仰
14・6・4	29	39	竹姫君様松平大隅守へ御縁組御用懸蒙仰、12・11竹姫君様御入與御供、12・

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

年・月・日	西 曆	年 令	特 記 事 項
享保 15・4・9	30	40	12右御用相勤候に付時服五拜領 御勝手御用懸蒙仰、大奥女中様方御用懸御免
16・2・29	31	41	二の丸田安御殿御普請御用懸蒙仰、17・12・6時服四拜領
5・18			比姫君様(伏見宮邦永親王妹)家重へ御入與御用懸蒙仰
17・4・1	32	42	勢州神戸へ在所替蒙仰、7・5神戸屋鋪并領地共辻甚太郎より請取、西代屋鋪並領地共平岡彦兵衛へ差上 西国大飢饉、「猗蘭台集」刊行
この年			

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

年・月・日	西 曆	年令	特 記 事 項
享保 19・5・7	1734	44	御馬方御用懸御免 神戸屋鋪土手石垣・堀等修復願の通蒙 仰
20・4・27	35	45	神戸領地の御朱印（領知状）戴之 利根姫君様（吉宗養女）松平陸奥守へ 御入輿御用蒙仰
12・15	35	45	「猗蘭子」刊行
この年			
元文 元・5・12	36	46	金銀吹改御用懸蒙仰
2・9・25	37	47	竹千代様（家治）より御色直御時服二 重・御産衣一重拝領
4・4・8	39	49	金銀吹改御用相勤候に付時服五拝領 御筆の絵拝領
9・8	41	51	天英院様（家宣夫人）御遺物青磁香爐・ 古今倭歌集拝領
元・4・5	41	51	吉宗右大臣御転任の節宣旨相納候様蒙 仰
7・21			吉宗御転任に付時服五拝領、家重右大 將御兼任付時服三拝領
8・22			將軍宣下御用懸蒙仰
延享 2・7・11	45	55	神戸城地に蒙仰、五、〇〇〇石御加増 吉宗將軍職を家重にゆずる 御放鷹御供御免
9・1			
9・25			
9・27			

年・月・日	西 曆	年令	特 記 事 項
延享 2・10・19	1745	55	大御所より御刀拝領 將軍宣下御用相勤候に付時服五、外に 為御祝儀同五拝領
11・19	46	56	月光院様（家継母）御用懸蒙仰 神戸築城の儀絵図面願通蒙仰
3・6・15	46	56	城築に付金二、〇〇〇兩拝借蒙仰
9・6	47	57	將軍家重より御朱印（領知状）頂戴 惣じて御成の御供御免
10・11	47	57	二の丸出火に付御懇の上意
4・2・1	48	58	西の丸下屋鋪脇裏門前明き地添地願の 通り拝領
4・2・1	48	58	神戸城両櫓造畢
元・9・11	50	60	高輪松平土佐守抱屋鋪讓請 病氣に付若年寄御役御免の願書差出、 9・22御役御免再願差出
3・5・25	50	60	願の通り御役御免、帝鑑の間席蒙仰 願の通り隠居蒙仰、高輪屋鋪へ移居、 忠永家督蒙仰
10・2	61	61	忠統剃髮
12・15	61	61	吉宗薨
元・6・20	61	61	於江戸卒、深川道本山靈巖寺に葬る
7・2・29	67	67	
7・2・29	67	67	

本多忠統の栄進や、それに伴う職務内容の変遷などは、第4表を一瞥することによって、大要は知られよう。たとえば、それまでの二代、あるいは次の代からの歴代の常例業務であった火消役や各城門の門番・日光祭礼奉行代などは姿を消し、若年寄に登用されても、享保十五年四

月、勝手掛任命と同時に、「大奥女中様方御用懸」は御免となっていることも、職務内容の変更を示すものと理解される。

しかし、「家譜」の性格上、必ずしも真の事績が洩れなく記載されているとはいい難く、財政改革らしい業績も、「金銀吹改御用懸」の記述より見当らない。そこでとりあえず「徳川実紀」の記載から、それを補ってみよう。<sup>12)</sup>

まず第一に、忠統の功績としてとりあげられているのは、幕府が旗本数の増加に促された財政窮乏を救うために享保七年に創始した上げ米の制である。これはいうまでもなく、諸大名に禄高一万石につき米一〇〇石を上納させ、その代りにその参勤期間を半減することを骨子としたものであった。しかし、この制は、幕府の権威をいぢるしくおとすものであったから、幕府当局は鋭意その廢止につとめ、やっと九年後に実現したが、財政はなお樂觀できない状況であるから、財費をいよいよ省減するように、諸局から建白せよと令し、老中水野忠之とともに忠統にもよく協議して計らうべしと下命されている(四五、五三一頁)。

いま一つ、神戸移封の年、享保十七年は蝗害のため諸国凶作でとくに西国では大飢饉となった。忠統は、老中松平乗邑とともにその救恤に尽力し、乗邑には刀一振、忠統には時服七、さらに同様の功のあった大坂城代土岐頼稔は刀一振を賞賜されている(四五、六三七頁)。

次に、前述の「金銀吹改御用懸」の任命であるが、この問題については辻達也氏の『享保の改革』のなかで、とくに「通貨の統一」という章を設けて、詳述されている。氏によると、「元禄から正徳・享保にかけて、幕府財政上の大問題となった通貨問題」は、永年の試行をくり返した後、元文元年五月に至って金銀改鑄に踏みきったことから、ようやく安定するに至った経過が明らかにされている。<sup>13)</sup>もとよりこの論文には、これに従事した人物の氏名は記されていないが、「徳川実紀」によると、「金銀吹かへの事つかさどりしを賞せらる」として、松平乗邑に時服一〇、本多忠統に時服五をたまわつたと記している(四五、八三二頁)。

#### 四、本多忠統の立場と功績

ところで、最近享保改革における若年寄本多忠統の活躍に論及した論文が、時を同じくして二編もあらわれた。それは、徳川林政史研究所の『研究紀要』(昭和五五年度)に収載された次の論文である。

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

1 大石 学「松平乗邑体制の歴史的 성격——元文と延享期の農政の検討を通じて——」

2 大友一雄「享保改革後期における財政機構の特質——勝手掛若年寄と勘定所を中心に——」

右のうち、1の大石氏論文は、水野忠之の後継者として、元文二年六月に勝手掛老中となって敏腕を振った松平乗邑を頂点とする体制を論じたものであるが、そのなかで勝手掛若年寄本多忠統の存在に注目されている。乗邑は、前述の享保十七年西国大飢饉に際しては忠統とともに救荒対策につとめ、勝手掛老中就任早々、その翌月、全国の代官に対して年貢量回復のための厳しい施政方針を達しているが、それも忠統と連署であった。

権力集中につとめ、独裁的手腕を示しつつあった乗邑の勝手掛任命には、強い財政的要望があったので、享保七年以後の諸改革によって、十二年には年貢量増徴がピークに達したが、同十六年以降急速にそれが減少、停滞状態に陥ったために、その回復が至上命令であった。乗邑の勝手掛就任と同時に勘定奉行に任じられた神尾春央は、またその片腕として功をあげるに足る人物であったから、これ以後の農政は、全くこの両人のコンビによって推行されたのである。ここでは、その詳細は一切大石氏論文にゆだねなければならないが、主として関東では大川の流作場（河川敷）の新田開発、西国では旧検地の石盛を無視した有毛検見法、それと併行した棉作地での「田方木綿勝手作仕法」など、新市の年貢増徴法の強行を中心とした。

なにぶん神尾は、「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」という名言を残したといわれ、後出「風説集」にも「大不忠者」「天下の盗賊悪人」という悪評をうけた人物であり、その信用をうけて活躍した代官も「非義不仁」とののしられた上坂政形に代表されるような辣腕家が揃っていたのであるから、当然農民の激しい反対運動が引起されることとなった。

大坂・京都両町奉行所や京都所司代へ数千人に及ぶ<sup>(乗邑)</sup>訴訟運動が展開されたが、却下されたので、ついに京都目付・内大臣・武家伝奏、つまり「堂上訴願」にまで発展した。大石氏は「松平左近将監風説集」を援用して、乗邑主導の農政を詳述されているが、この書には、さらに神尾が撰家や禁裡領分にまで踏込んで検地榷入れをしたため、ついに天皇の怒りを招き、それが乗邑失脚の原因となったとまで記されている。大石氏は、こうした情勢を重くみて、これは朝幕関係悪化の兆で、宝暦・天明事件の前提ではないかと推考されている。

ともあれ、松平乗邑は、延享二年十月九日、理由不明のまま突如罷免されたばかりではなく、同年三月にその功によって元高五万石に一万石

を増加されたのに、その一万石は取揚げられ、居邸も追われて蟄居を命じられた。神尾は罷免こそされなかったが、集中した権力を削減されて、乗邑体制は年貢増徴のすばらしい成果と農民の怨嗟、さらには朝廷側の悪評とを残して崩壊した。そこで、わが本多忠統はどういう立場にあったのか、いま一つ大友一雄氏の所論をみよう。

大友氏論文では、とくに「勝手掛若年寄の機能変化」なる一節が設けられ、本多忠統の職務権限がより詳細に論ぜられている。ここでは、「大岡越前守忠相日記」を史料として、松平乗邑が権力を集中する過程が追究され、それに関連して忠統の役割が解明されるのであるが、たとえば、元文二年頃大岡支配代官から提出される書類は、従来は老中が披見し、必要あらば若年寄に廻され審議されるようになっていたのを、乗邑の勝手掛就任以後は、まず忠統が吟味を加えた上、問題がなければ乗邑へ上申し、問題があれば大岡へ差戻して尋問することとなった。つまり、勝手掛若年寄は、勝手掛老中の、かなりな自主制をもった下僚として明確に位置付けられたということができるのである。

そこで大友氏は、当時の幕府の勝方御用は松平乗邑と神尾春央とのコンビによるという通説から脱して、勝手掛老中松平乗邑―勝手掛若年寄本多忠統―勘定奉行神尾春央というラインによって処理される体制が成立したと結論付けられる。

しかし、この二つの体制は、勝手方若年寄と勘定奉行との役割を考えれば、矛盾なく併立したと思われる。農政の現地業務については、その権限は神尾がごとく掌握していたため、強烈で性急な乗邑の意向はもっぱら神尾が実行に移すことになったのであるから、二人のコンビは、当時の定評であったのであろう。元文・延享期のきびしい収奪強化の農政に、忠統がかげを落さなくなったのは当然で、その間、同じく乗邑の配下として、忠統は貨幣改鑄という大任をかかえていたし、將軍家族の御用懸や儀式の方面が主要な任務となっていたのである。

前述のように、元文二年六月、乗邑―春央のラインが形成される前年の元年五月から、忠統が「金銀吹改御用懸」に任ぜられ、悪名高い農民収奪政策には全面的に参与せず、もっぱら貨幣問題と取組み、しかも、特別に賞をうけるほどにその功を認められていたのは、結果からみれば、まことに幸運であったとせねばならない。

さらに、「家譜」と「徳川実紀」とから、本多忠統の業績を拾い出してみると、その学識のせいか京都向けの勤務が多く、たとえば、大番頭としては、京都二条在番を命じられ、享保六年八月一日には禁裡へ八朔御太刀・御馬進献の使者をつとめたりしている。若年寄となつてからも、松平乗邑の下僚として儀式・行事に関する諸役をつとめたが、とりわけ、比宮（伏見宮邦永親王妹）の家重への入興（四五、五六六・五八五頁）、吉宗

#### 本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

の右大臣転任にあたっての宣旨の受納<sup>104)</sup>(寛保元)、さらには將軍宣下御用懸(享延二)(四六、一二七・三五七頁)など、京都側との接触の多い業務につくことが多かった。忠統はこの難事業をみごとにやりとげ、同年十一月には手あつい賞をうけている<sup>105)</sup>。もっとも、このとき上役として褒賞された老中は、乗邑の後継者ともいべき本多忠良であった。

ともあれ、本格的文人政治家として、京都側のおぼえのよい本多忠統に褒賞を与え、その反対に悪評を買った松平乗邑を処罰することは、將軍交代期の吉宗の人事としては、必須の対朝廷政策であったのではなからうか。本多領神戸藩成立の歴史的背景として、重視してもよいのではないかと思われる。

#### 五、神戸築城と五千石加増

本多家の「家譜」延享二年九月朔日の条に、「神戸城地ニ蒙仰、五千石御加増拝戴」とある。この直後、九月二十五日に吉宗は世子家重に將軍職をゆずり隠退したのであるから、忠統への城主昇格と五千石加増とは、その置土産といふことができよう。「藩翰譜」にはこの間の消息について、次のように簡潔に語られている<sup>107)</sup>。

忠統職にある事二十年に及び、夙夜の勞おほかりければ、延享二年所領の地五千石を加へられ、神戸にうつらしめ城もちにそなされける。「家譜」によると、五千石の加増地受領については、

(延享二年十一月)  
同廿九日、御加増地多良尾四郎右衛門ヨリ請取之、同日引替上ヶ地差上、十二月三日御加増地滝川小右衛門ヨリ請取之

とあり、吉宗の引退後に実施されたことがわかる。いま、本多家所蔵「領知目録」のうち、享保十九年・延享三年の二通を比較して、村の増減を表示してみると第5表の通りである。

次に、神戸城の築城については、前掲『神戸平原地方郷土史』その他に依拠し、「家譜」の記事と併せて、その経過を表示しておこう(第6表)。

縄張りから、その規模をみると左の通りである。

第5表 享保19年・延享3年、本多忠統領地一覧

国名	郡名	村名	禄高(石)
伊勢	河曲	十日市場, 矢田部, 権現町, 矢橋, 寺家, 西条, 南長太, 山辺, 河田, 高岡, 柳 (北長太)〔木田, 同新田畑, 十宮, 国分, 同新田〕	9,800.436
	鈴鹿	上田, 同新田畑, 高宮, 同新田, 汲河原, 甲斐	1,621.661
	三重	日永村の内, 同浜新田, 同新田	2,310.517
河内	錦部	原, 日野, 清水, 流谷, 天見, 鬼住葛野共, 寺本, 長野, 伏見堂, 新家, 小原, 竹山, 板持, (甲田)〔甲田の内, 同新田〕	3,203.3585

注. ( )内は延享3年返上の分, [ ]内は同年加増の分。

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

周囲約一二町五九間半(一、四二〇竝)  
 大手門通、東西二三七間(四三四竝)  
 西大手通、南北一四八間(二七二竝)

第6表 神戸城築城経過

年月日	事項
延享3. 6. 15	絵図面の通り築城許可 普請総奉行任命(物頭畠山彦右エ門, 郡代中川左兵エ)
9. 6	幕府より築城費2,000両借用認可
10. 18	地鎮(日永村大聖院)
10. 22	普請開始
4. 12. 21	主要建物上棟式
寛延元. 9. 11	両櫓竣成
9. 22	大工棟梁長兵衛ら江戸に引揚げ
10. 25	畠山彦右エ門以下賞賜

南田中通、東西三〇一間(五五一竝)  
 東馬場通、南北九三間(一七〇竝)

大工から石工に至るまで、主な職人は江戸から招き、石垣の石は三河石を岡崎から、城櫓の用材は遠州須賀から、いずれも船で白子の浜に着け、大八車で神戸まで曳いて運んだ。主要な建物は、二の丸二重櫓・大手隅櫓・大手橋・大手冠木門・西廓橋などで、二重櫓と二重隅櫓には「唐金製」と称せられる鯨がのせられた(衣斐賢議氏前掲書)。

かくして、名実ともに城持大名の威容がととのえられたのであるが、この城普請の経費の総計は、三、八八七両余で、そのうち、二千両を幕府から借入れているのであるから、とりあえず一、八八七両余はどうしても捻出せねばならないことになる。その方策についての史料は、いまのところ不明であるが、享保十七年五月、西代から神戸への所替の際には、家中一統引越料として藩から金子の下賜あるいは借用をうけている。もともと極小藩の上、絶えず公務につかねばならなかったため財政困難であったから、藩

も家臣も恒常的に窮乏状態にあり、不時の失費には負担能力が乏しかったので、その捻出は、おそらく藩をあげての大問題であったであろう。しかも、領主の忠統は皮肉にも若年寄の重職にあったために、帰国して、父忠恒の分立以来の盛儀を領民とともによろこぶこともできず、そのための財政処置を、諸臣と膝を交えて謀ることもできなかったのである。

衣斐弘行氏の前掲論文によると、忠統が「猗蘭台集」の詩文のなかに琵琶湖の風景を述べて「琵琶湖ハ余ノ故園也」と、生まれ故郷の膳所をなつかしみ、また荻生徂徠へ「西代八景云々」の一文を送ったという。このように、領地の風土を賛美するのは文人政治家本多忠統らしいが、衣斐氏は他の詩文にも神戸に取材したものはないので、彼はおそらく神戸の地は一度も踏まなかったのではないかといわれる。

寛延三年十一月、願の通り高輪屋敷に隠退した後は、「世間の事を蟬脱し、枕を高くして松声を聞く」という心境にて、もっぱら風流を事とした、と伊藤清太郎氏も述べているが、それから死去するまで七年間、一度も想いを神戸の上にはせることはなかったであろうか。神谷勘兵衛所蔵本多忠統の書翰に、「百姓共困窮に及び候ては、我に仁徳のおよばぬ処に候」と理想主義的な農政論を述べている。これは国元の老臣武井助右衛門に宛てたもので、「我が領内に飢死候者これなき様に」との文言から、前述享保十七年の大凶作に際し、幕領の救荒対策に腐心しつつ、帰国不可能であったため、自領領民の疾苦を憂いたものであろうといわれる。

若し忠統の帰国が彼の疾病のため不可能であったとすれば、論外であるが、若年寄の職を退いた後も、その死に至るまで、七年間も「風流を事と」する生活を送りながら、立藩以来の盛運のよろこびを、彼の愛する領民とともにすることができなかったということとは、これは一つの悲劇で、所謂幕藩制国家の模範的高级官僚の宿命ともいえるべきものではなからうか。

## おわりに

畿内の譜代小藩たる本多領神戸藩の成立過程を辿り、その歴史的背景をあれこれと推考してみたが、所詮は藩主本多忠統の事績を中心とした、藩史の外観的素描に過ぎなかった。

藩史研究としては、悪条件の下におかれた神戸藩そのものの政治組織や財政問題・産業政策、領民支配の方策などについての具体的な研究

が、さらに残された課題となるであろう。そのためには、本多家文書や旧家老の武井家に襲滅される「九阜抄」<sup>(20)</sup>のような支配者側の史料のほか、旧領内にひろく点在する地方史料の援用が必要となるであろう。この点、幸いにして目下進行中の『鈴鹿市史』『河内長野市史』『富田林市史』など地方史の編集に、大きく期待をかけたと思う。

さらに、本多忠統が、徂徠学徒として、すぐれた文人政治家であったという一面を掘下げる必要がある。彼は享保十七年、神戸へ所替えの頃、代表作の「荷蘭台集」、やや後れて「荷蘭子」を刊行しており、その他詩文も多く残している。その思想的、文学的要素は、単なる殿様芸を抜いたものであったが、神戸藩政史研究の立場からすれば、それらの単なる思想的・文学史的研究にとどまらず、彼が徂徠から何を学び、それを施政の上に如何に具体化したかという点を、明らかにせねばならない。

さらにまた、忠統は前掲の書翰に、「必ずく下ノ物ヲトリテ上へつけぬやうの志專一」といつているが、これは単に自領内だけの観念ではなかったであろう。しきりに「下ノ物ヲトリテ」強行せねばならぬ改革者の陣営内において、封建主義者の仁政論という、徂徠学説自体の矛盾を、どううけとめ、どう解決しようとしたか、興味深い問題も残されているのである。

#### 注

(1) 本多領神戸藩。伊勢神戸は、古くからの参宮街道の名邑として、交通・経済の要衝で、中世の末期、関氏の一族神戸氏が、ここに蟠踞し、永禄年間、織田信長が三男信孝を神戸氏の養子としてここに居城させた。以後この地には、生駒・滝川・水野の諸氏が封じられたが、幕藩制成立以後は、一柳直盛(五万石)・石川総長(二万石)と相次ぎ、総長の孫総茂のとき、享保十七年に常陸下館に移封、本多忠統がここに入部した。以来廢藩まで本多氏が歴代藩主として伝領したのである。

(2) 若林「明治三年神戸藩の藩制取調書について」(『大手前女子大学論集』第一五号)。

(3) 本多家「家譜」。本多家には、各種の「家譜」が襲滅されているが、ここに援用したのは、「江戸之部」という注記があり、歴代藩主の経歴、家

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

族、屋敷などを編年的に記したもので、とりわけ江戸以外の各地での諸勤務も逐一記載しているのでおおいに参考となるが、それにもおのずから軽重による選択が加えられていたようで、必ずしもすべてを網羅しているわけではない。なお参覲交代の月日を一一記載しているのは、その動勢を知る上で、非常に便利である。

(4) 注(2)に、忠恒が「河内国錦部郡西代に居住した」と書いたのは筆者の誤りで、少くとも「家譜」によれば、忠恒は生涯臈所を去らず、本稿のように、忠統に至ってはじめて西代に居館を設け移住した。この原因は不明であるが、おそらくこの間における本多氏の領国経営の発展を意味するのであろう。

(5) 「藩翰譜」統編卷之四、上(『新井白石全集・第二卷』二五六頁)。

(6) 藤野保「幕藩体制史の研究」三一六頁。

本多領神戸藩の成立とその歴史的背景

(7) 忠統も、当初本所火消役をつとめ、小姓・京都火消役を経て、大番頭となり、若年寄への道を開いた。しかるにその子忠永からは、ほとんど歴代江戸城各所の門番や日光祭礼奉行代・大坂加番代などをつとめ、幕末の忠貫に至った。それで、このあたりが神戸藩主本多家の役柄であったことがわかるのであるが、同時に初代忠統の抜擢が並ならぬものであったことが知られるであろう。なお、忠貫は山田奉行に任じられ、維新動乱期にかけて活躍するのである。注(2)参照。

(8) 大番頭。大番は江戸幕府の警備組織で一二組あり、江戸城、および江戸市中を巡回警備した。ほかに二組ずつ交代で大阪城および二条城にも詰め、本丸を守護した。大番頭はその長で、当初一万石から四―五万石の譜代大名の役柄であったが、忠統が退職した享保八年頃から五千石高の幕臣の勤務となった。

(9) 勝手掛。諸書には「御勝手御用掛」「国用出納」「国用の事」といろいろと記されているが、繁雑なので、ここでは「勝手掛」という語をもって統一した。

(10) 大石慎三郎「享保改革」(岩波講座『日本歴史・近世』<sup>3</sup>)二七四頁、二七七頁。

(11) 若年寄。老中に次ぐ重職。奏者番・寺社奉行・大番頭を経て登庸された。本多忠統がそれらの職を歴任したのは、若年寄となる前提であったのである。当初茶器・刀剣・厩のことから、しだいに大奥・土木・納戸・細工方・猿樂・舞々などのことを管掌したが、元禄十一年には秋元喬知・米

倉昌尹の兩人に「国用の事」を掌らせた。これが勝手掛若年寄のはじめで、忠統の任命は、その再興ということになるのである(松平太郎『江戸時代・制度の研究』三七六頁以下)。

(12) 徳川実紀。『新訂増補・国史大系』によった。文中の数字は、その書の号数と頁である。

(13) 辻達也『享保改革研究』第七章通貨の統一、一八七頁以下。

(14) 各種史料によってみると、本多忠統の活躍、および褒賞の事例はかなり多いが、それは単独ではなく、ほとんど老中と連帯で、とくに松平乗邑とコンビでつとめたのが圧倒的に多い。

(15) 「家譜」には、吉宗の「御転任之節宣旨相納候様蒙仰」とあるが、「徳川実紀」には「七日転兼の大札」の条に、式次第を詳述した後、「御拝戴はて、少老本多伊予守忠統宣旨をうけておさむ」と忠統の役割を述べている(前掲書四六、一五頁)。

(16) 現在本多家には、享保元年の「將軍宣下留」が残されているが、おそらく忠統が参考にするつもりで入手したものであろう。

(17) 注(5)二五七頁。

(18) 衣斐弘行「猗蘭の詩」(『涼火』12)。

(19) 仲見秀雄『本多忠統公略伝』八頁。

(20) 九臯抄。雪・月・花三巻。天保五年、藩の老臣武井房雅撰。膳所以来の法令・諸記録を集めたもので、神戸藩史研究には必須の書である。武井氏の末孫、武井脩家に襲蔵されている。